

議案第 6 号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 5 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「2 0 0 円」の次に「。ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合にあつては、1 5 0 円とする。」を加え、同表 1 7 の項及び 2 2 の項中「2 0 0 円」の次に「。ただし、多機能端末機により交付を受ける場合にあつては、1 5 0 円とする。」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による証明書等の交付手続の利用を促進するため、当該交付に係る手数料の額を減額したいので、この案を提出するものである。